

一般社団法人 CIW 検査業協会

旅費交通費等の支給規定

制定：平成 21 年 11 月 12 日

1. この旅費交通費等の支給規定は、一般社団法人 CIW 検査業協会（以下、本会という。）の活動に係る総会、地区ブロック会議、理事会、各種委員会、打ち合わせ等に出席する理事、監事、委員（外部委員を含む）、協会職員等に適用する。

2. 移動距離^{注1}が 70 km を超える場合の旅費、宿泊費、日当は表 1 による。

表 1 移動距離が 70 km を超える場合の旅費、宿泊費、日当支給基準

区分	外部に委嘱している委員等（非会員）		理事、各種委員会の委員（会員及び会員事業所の社員）、協会職員
	甲地区 ^{注2}	乙地区 ^{注2}	
旅費 ^{注3}	別紙による ^{注4}		
宿泊費	15,000 円/1 泊	13,000 円/1 泊	13,000 円/1 泊
日当 ^{注5}	5,000 円/1 日	5,000 円/1 日	3,000 円/1 日

注 1. 移動距離は、当該者の勤務地より用務先までの片道の鉄道距離とする。

注 2. 甲地区は政令指定都市とし、乙地区は政令指定都市以外とする。

注 3. 旅費は、当該者の勤務地より用務先までの主要順路の鉄道運賃（指定特急料金指定急行料金等を含む）、航空運賃等とする。ただし、主要順路によりがたい場合は、実際に利用した経路の実費とする。また、東海道・山陽新幹線ののぞみ号の停車駅間を利用する場合は、のぞみ号の指定特急料金とする。

注 4. 別表以外に、用務のために使用したタクシー代、その他交通費、通信経費等の実費を支給する。

注 5. 日当は、宿泊を伴う移動の場合で、かつ用務が発生した日数とする。ただし、事務局職員は規定額の 1/2 とする。

3. 移動距離が 70 km 未満の場合の交通費は表 2 による。

表 2 移動距離が 70 km 未満の場合の交通費支給基準

区 分	交通費（1 回について）
外部に委嘱している委員等（非会員）	5,000 円
理事、各種委員会の委員等（会員及び会員事業所の社員） ^{注6}	東京都内 : 1,000 円
	近郊都市 : 1,500 円
	その他の地区 : 2,000 円
協会職員	実費

注 6. 理事、委員等の交通費が表 2 の金額を上回る場合は、用務先と勤務先との移動距離に応じて計算し支給する。

4. この旅費交通費等の支給規定により旅費交通費等を支給することが著しく不適切な場合は、原則として会長の承認を得て支給額を決定する。
5. この旅費交通費等の支給規定の改廃は、理事会の議決を要するものとする。ただし、遅滞なく通常総会に報告するものとする。

この旅費交通費等の支給規定は、平成 21 年 11 月 12 日開催の平成 21 年度第 1 回理事会において承認されたものである。